

GBFund「芸術・文化による災害復興支援ファンド」
対象災害：令和6年能登半島地震 活動募集・助成要項

1. 助成の趣旨

東日本大震災をきっかけとして公益社団法人企業メセナ協議会が立ち上げた「芸術・文化による復興支援ファンド」GBFund（ジービーファンド G：芸術 B：文化 F：復興/ファンド）は、これまで熊本地震（熊本・大分）、平成30年豪雨、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と支援の枠をひろげてきました。2024年1月1日に発災した「令和6年能登半島地震」についても当ファンドの支援すべき対象災害として2024年1月11日に認定し、このたび、当ファンドの趣旨にご賛同くださる方々よりいただいた当ファンド全体へのご寄付をもとに、寄付金の再分配による助成金を交付し、芸術文化活動による復興支援を実施します。

つきましては、被災者・被災地を応援する目的で行われる芸術文化活動や被災地の有形無形の文化資源および文化的景観を再生していく活動など、復興支援に資する活動に助成を行います。音楽や美術、演劇、舞踊などジャンル問わず観る、聞く、触れる、つくる、奏でる、演じるなど、さまざまなかたちの芸術文化が暮らしの中に当たり前にあった日常を取り戻し、芸術文化により心を癒し、人と人がつながり、人々が自由に表現できる生活の一助となるよう、芸術文化による復興を促進していく活動を募集します。

なお、当ファンド全体に集まった寄付金の再分配による助成金交付までの緊急対応として行っていた「自ら寄付を集める方々の活動募集」は引き続き実施します。それにともない今回の活動募集においても寄付の募集をご希望される場合は、そのための審査をあわせて行います。採択・認定された場合は当協議会を通して寄付の募集をすることができます。

2. 助成の対象

- (1)被災者・被災地を応援する目的で行われる芸術文化活動
 - ・被災者の心身のケアにつながると思われるもの
 - ・震災や被災地に関連するテーマのもの
- (2)被災地の有形無形の文化資源および文化的景観を再生していく活動
 - ・被災地での芸術文化活動の再開およびそのために必要とされる調査や情報集配、設備等の環境整備にかかわる活動
 - ・震災により継承が困難となった伝統芸能・工芸、祭事など被災地固有の活動
 - ・震災により損壊した芸術作品や活動に必要な道具の修復
 - ・震災により損壊した文化的景観を修復する技術の継承に関する活動
- (3)その他、当ファンドの目的に合致すると判断される活動

※被災地での実施の有無は問いません

【募集対象活動期間】

2025年5月1日(木)以降に実施される活動

(ここでの実施は準備期間ではなく、実際に催しやプログラムが行われる日とします)

3. 申請資格

(1)法人・団体の場合：

公益を目的とした芸術文化活動を行う法人・団体。ただし、法人の種別は問わない。法人格を有さない任意団体の場合は規約などを有し、代表者の定めがあるもの。

(2)個人の場合：

芸術文化活動を行う個人の場合は、その活動の公益性が認められるもの

(3)対象とならない活動

- ・ 営利を主たる目的とした活動
- ・ 宗教活動や政治団体の普及を主たる目的とする活動
- ・ その他反社会的な活動

(4)その他

- ・ 誓約事項に同意のうえ申請していただきます。
- ・ 助成金の受入れ先となる申請者名義の銀行口座が必要です。法人・団体の場合は法人・団体名の名義、個人の場合は個人名義の口座となります。

4. スケジュール

(1)活動募集期間： 2025年2月13日(木)～3月6日(木)

(2)選考結果通知： 2025年4月下旬(予定)

(3)助成金交付予定：2025年5月7日(水)または20日(火)

5. 助成金額

助成額：1活動につき20万円～100万円

6. 助成金の使途

- ・ 助成の対象となる申請活動全体に必要な費用であれば使途は問いません。
- ・ 事務局費など法人・団体・個人活動のランニングコストおよび土地・建物などの固定資産の取得にかかわる経費は基本対象外とし、償却資産の取得を計上する場合は活動期間に合わせて減価償却費を計上すること。

7. 選考方法

(1) 審査・選考方法

支援活動および助成金額は、専門分野にかかわる外部有識者および企業メセナ協議会理事から構成される選考委員会において選考・決定します。

(2) 選考のポイント

- ①被災者の心のケアにつながることを期待される。
- ②被災地固有の文化資源にかかわる活動であり、地域再生の契機となることを期待される。
- ③実施体制や活動計画が十分に検討されており、実現の可能性が高い。

(3) 結果通知

審査・選考後、申請者全員にシステムによる自動通知メールおよび「かるふぁん！」マイページ上にて通知します。

※なお、選考の経過や採択・不採択の理由についてのお問合せには応じられませんのであらかじめご了承ください。

8. 必要な書類

- ・法人・団体の場合：団体の定款・規約、役員名簿（法人・団体のみ）
- ・個人の場合：個人の場合はプロフィールや実績に関する資料

※ [任意] 申請活動の補足的資料（過去活動実績、被災状況のわかるもの。チラシ、パンフレット、活動報告書、被災状況がわかるものなど）

※提出いただいた書類および資料は返却いたしませんので、ご注意ください。

※提出書類に記入された個人情報については、個人情報保護法その他関係法令に則り、本事業において必要な範囲以外では使用いたしません。

9. 申請方法

(1) 申請書について

インターネット経由で、弊会ウェブシステム「かるふぁん！」のマイページからから申請してください。※事前に申請者登録が必要です。

●かるふぁん！ウェブサイト <https://culfun.mecenat.or.jp/>

●かるふぁん！会員登録 <https://culfun.mecenat.or.jp/members/regist/>

(2) 提出書類について

●資料送付先：公益社団法人企業メセナ協議会 GBFund あて

郵送：〒108-0014 東京都港区芝 5-3-2 +SHIFT MITA 8階

E-mail：gbfund@culfun.mecenat.or.jp

※持ち込み不可

●申請・提出締め切り：2025年3月6日（木）

10. 報告の義務

(1)活動完了報告書

活動終了後3カ月以内に「かるふあん！」マイページより完了報告書を作成・提出をしてください。

完了報告書の収支決算以外についての報告および提出画像・動画は弊社ウェブサイト上にて公開されます。

(2)活動内容変更申請

支援対象活動の内容を変更する場合は事務局へ連絡のうえ、速やかに「かるふあん！」マイページより活動内容の変更申請を行ってください。

11. 助成の公表

- ・当ファンドの支援先および寄付金の使途については公開することとなっており、支援先である助成対象者の法人・団体名、個人名および助成活動とその実施内容については、当協議会ウェブサイトや発信情報および刊行物等に公表します。
- ・助成活動に関する印刷物やウェブサイトなどの媒体には当ファンドの助成を受けた旨を明記し、GBFundのロゴの掲出をしてください。

※当ファンドの広報資料や発信の情報媒体にて、申請および活動報告において提出された助成活動の画像・動画や文章などを使用させていただくことがあります。その場合は事前に連絡し許可をいただきます。

12. 申請資格および採択・認定の取り消し

- (1)申請内容およびその他提出書類の記載に虚偽が判明した場合、活動の採択・認定および当協議会におけるすべての申請資格を取り消し、助成金の返戻をしていただきます。
- (2)活動終了後3カ月以内に完了報告書の提出がされない場合は、今後、当協議会におけるすべての申請資格を取り消します。
- (3)活動の未実施および活動内容の著しい変更をした場合は、活動の採択・認定を取り消し、助成金を返戻していただきます。

13. 寄付金の募集 ※自ら寄付を集める活動の認定について

企業メセナ協議会は1994年より芸術・文化活動等への民間寄付を税制面から促進する目的で「助成認定制度」を運営しています。審査によって認定された芸術文化活動に対する寄付金は当協議会を通すことによって税制優遇が適用され、寄付者は寄付控除を受けることができるようになります。

なおかつ活動が認定されることで、公益性の高い活動として社会的信用を高めるなどのさまざまなメリットにより芸術文化活動への寄付を後押しする制度です。GBFund では令和 6 年能登半島地震に対して当制度を適用し、当ファンド全体へ集まった寄付金の再分配による助成金交付ができるまでの緊急対応として、当制度を運用してきました。

今回の募集においても、**自ら寄付を集めるご意志があり、当協議会を通して寄付金の公募を希望する場合は**、そのための審査をあわせて行います。分配による助成金交付の選考が不採択の場合でも、当審査で活動が認定されることで、寄付金の募集が可能となります。※寄付金は一旦、企業メセナ協議会の口座に入り、寄付者の指定した活動へ送金されます。

- 1 寄付者に対して税制優遇を適用することが可能となります。
- 2 企業メセナ協議会の寄付のポータルサイト「かるふあん！」にてクラウドファンディングと同じように寄付を集めることができるようになります。
(かるふあん！ウェブサイト上の公開・非公開は自由に選ぶことができます。)
- 3 寄付金の受け取り、寄付者への領収書の発行は協議会が行います。
- 4 寄付金は月 2 回の頻度で送金します。
- 5 集まった寄付金の 5%を手数料としていただきますが、別途手数料は一切かかりません。

【申請方法】

「9. 申請方法」の内容を踏まえたうえで以下の項目についてあわせてご対応ください。

- (1)申請書の「活動予算の公募募集」項目を「する」にチェック。
- (2)活動予算>収入の部>「3. 当制度を利用する寄付内諾額」において集めようとする寄付を計上してください。
- (3)当ファンド全体に集まった寄付金による助成金交付の活動申請が不採択の場合は、結果通知後に別途活動申請の手続きが必要となります。

【申請資格】

寄付金の募集（自ら寄付を集める活動の認定）を希望される場合は株式会社、有限会社、合名会社、合資会社などの営利法人や、宗教法人、政治団体は申請できません。

※当ファンド全体へのご寄付をもとに、寄付金の再分配による助成金への申請と申請資格がことなりますのでご注意ください。

以上

【GBFund「芸術・文化による災害復興支援ファンド」に関するお問合せ先】

公益社団法人企業メセナ協議会 助成事業担当：佐藤・宮本

〒108-0014 東京都港区芝 5-3-2 +SHIFT MITA 8 階

Email : gbfund@culfun.mecenat.or.jp Tel : 03-5439-4520